

年金だより

◆国民年金は60歳以降でも加入できます

国民年金は、20歳から60歳までの日本に住所を有する方が加入する制度です。しかし、60歳において、老齢基礎年金を受けられる加入期間を満たしてない方や、未納期間や未加入期間があり、満額の老齢基礎年金を受け取ることができない方は、60歳以降に申し出いただくことにより、申し出された月より65歳到達月の前月までの間、国民年金に任意で加入し、保険料を納めることができます。

また、昭和40年4月1日以前生まれの方は、70歳到達月の前月までの間で、年金を受けられる加入期間を満たすまで任意で加入することができます。

問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎551・1670

◆保険料の追納制度について

保険料の全額免除・一部免除の承認を受けた期間や、若年者納付猶予・学生納付特例制度の承認を受けた期間は、保険料の全額を納めた時と比べて、将来、受け取れる年金額が少なくなります。

そこで、これらの期間が10年以内であれば、後から保険料を納めること（追納）で、年金額を増額することができます。

なお、保険料の免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。（下表参照）

保険料の追納をする場合には納付書が必要となりますので、追納申込書により青梅年金事務所へお申し込みください。

問合せ 青梅年金事務所 ☎0428・30・3410

免除の承認を受けた年度の保険料を平成22年3月末日までに追納する場合の月額

	全額免除・若年者納付猶予・学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成11年度の月分	16,190円(2,890円)	-	-	-
平成12年度の月分	15,560円(2,260円)	-	-	-
平成13年度の月分	14,960円(1,660円)	-	-	-
平成14年度の月分	14,390円(1,090円)	-	7,200円(550円)	-
平成15年度の月分	14,180円(880円)	-	7,090円(440円)	-
平成16年度の月分	13,980円(680円)	-	6,990円(340円)	-
平成17年度の月分	14,010円(430円)	-	7,010円(220円)	-
平成18年度の月分	14,070円(210円)	10,550円(160円)	7,030円(100円)	3,510円(50円)
平成19年度の月分	14,100円(0円)	10,570円(0円)	7,050円(0円)	3,520円(0円)
平成20年度の月分	14,410円(0円)	10,810円(0円)	7,200円(0円)	3,600円(0円)

※()内は加算額

※加入申込書（パンフレット）は各窓口にもあります。
問合せ 総合窓口課 ☎551・1595

申請期間 平成22年4月1日～平成23年3月31日（ただし、年度途中の加入の場合には、加入手続きの翌日から平成23年3月31日まで）
申込み 加入申込書に記入のうえ、会費を添えて福生市指定金融機関派出所（市役所会計課内）及び市内の金融機関（ゆうちょ銀行を除く）窓口へ。

共済期間 平成22年4月1日～平成23年3月31日（ただし、年度途中の加入の場合には、加入手続きの翌日から平成23年3月31日まで）
更がでます。

※大人も子どもも同額です。なお、4月1日現在、小学生の方（平成7年4月2日～平成16年4月1日に生まれた方）は、市が公費でBコースに加入します。また小・中学生の方は会費（500円）を追加することによりAコースへのコース変更ができます。

安全安心まちづくり

「ひったくり」に注意!

ひったくり被害が昨年から増加傾向にあります。ひったくりは強盗に発展することもありますが、十分注意が必要です。

次のようなちょっとした対策や心がけて、被害を防ぐことができます。普段から防犯意識を持ち、まわりに目を配りましょう。



・なるべく人通りの多い明るい道を歩き、バッグはたすき掛けにするか、車道の反対側に持つ
・後方に自転車・オートバイの気配を感じたら警戒する

■市内の地区別空き巣・ひったくり発生状況（平成22年1月末現在）

	面積(km ²)	空き巣狙い	前月末比	ひったくり	前月末比
本志町	0.16			1	
茂野	0.28				
牛浜	0.23			1	
武蔵野台	0.49				
福生	1.80			3	
熊川	2.57			1	
北園	0.32				
南園	0.41				
加美	0.61			1	
東町	0.05				
合計	6.92	0		7	

・歩きながらの携帯電話や音楽プレーヤーの使用は控える
・自転車のかごには防犯ネットをつける
※不審な人物を発見したら

防犯係 ☎551・01110

ら、すぐに警察（☎110）に連絡してください。
問合せ 安全安心まちづくり課 地域安全係 ☎551・1699

1、福生警察署生活安全課

交通安全講習会のお知らせ

交通事故は老若男女、時間や場所を問いません。道路を通行する皆さん、交通事故の恐ろしさ、交通ルールを守ることの大切さをお確かめいただくよう、ご家族そろってお出かけください。また、運転免許証のない方も、ぜひご参加ください。
日時 3月17日(水)午後7時～(午後6時30分開場)
場所 市民会館小ホール(つ

つじホール)
内容 映画の上映及び講話
問合せ 安全安心まちづくり課 地域安全係 ☎551・1699

交通安全講習会のお知らせ

平成22年度の交通安全共済の受付が始まっています。東京都町村民交通安全共済「ちよこっ」と共済は、都内の全市町村が共同で運営する共済制度で、交通事故にあった場合に見舞金を受けられる制度です。
加入コース・会費
【Aコース】1,000円
【Bコース】500円
※大人も子どもも同額です。なお、4月1日現在、小学生の方（平成7年4月2日～平成16年4月1日に生まれた方）は、市が公費でBコースに加入します。また小・中学生の方は会費（500円）を追加することによりAコースへのコース変更ができます。

市内の町会・自治会⑦地域の活動を紹介します!

■本町第六町会(会長 井上孝)

「そば打ち会」で町会活性化を

本町第六町会では、昨年10月、12月、今年2月と計3回「そば打ち会」を行いました。これは、「本六そば打ち同好会」の全面協力により実現したものです。

当日は本六会館で同好会の皆さんによるそば打ちの実演を行ない、その後一般の方は近くの扶桑会館で試食会を楽しみました。毎回試食会に先立ち、市内在住のNHK気象キャスターでおなじみの中村次郎氏による天気まつわる興味深い講演も行ないました。

多くの方から「うまかった」「楽しかった」との感想をいただきましたが、これも大勢の方が裏方を担当し、町会が一体となり実施できたからだと思っています。

町会では、「全員、町会活動に『参画』しよう」をスローガンに活性化を推進しています。

■町会長協議会のホームページを開設しました!

協議会の活動や、各町会・自治会の地域活動を紹介します。今度も町会・自治会の魅力を伝えます。今度も町会・自治会の最新情報を掲載していきますので、ぜひご覧ください。

(ホームページアドレス) <http://www.fussa-chokaijichikai.com/>

※この2つの事業は「東京都地域の底力再生事業助成制度」を活用しています。

問合せ 協働推進課 ☎551・1590



本町第六町会



【補助の対象団体】次の①～⑤のすべてに該当する団体
①市内で市民活動を行なう団体で、おおよそ5人以上で構成されている

②運営の主たる部分で市からの支援等を受けていない
③宗教活動・政治活動・営利活動を目的としない
④特定非営利活動促進法に基づくもの以外の法人格を有しない
⑤輝き市民サポートセンターに登録している

【補助金の申請】4月1日(木)から15日(木)午後5時15分まで(日曜・祝日を除く)に市役所第二棟2階協働推進課へ直接持参してください。詳しくは協働推進課、輝き市民サポートセンターに置いてある「募集要項」をご覧ください。市ホームページ(<http://www.city.fussa.tokyo.jp/>)からダウンロードもできます。
問合せ 協働推進課 ☎551・1590

【補助金額】事業費の7割、10万円以内
※交付は1年に1回で、2回まで交付を受けることができます(同一の事業で)

【補助対象事業】市内で行なわれ、団体の自立化につながる、市民にとっても効果的であると思われる事業
※次の事業は除きます。
・介護保険サービス事業
・市の委託事業
・市その他公的機関から補助を受けている事業
また

【補助金の申請】4月1日(木)から15日(木)午後5時15分まで(日曜・祝日を除く)に市役所第二棟2階協働推進課へ直接持参してください。詳しくは協働推進課、輝き市民サポートセンターに置いてある「募集要項」をご覧ください。市ホームページ(<http://www.city.fussa.tokyo.jp/>)からダウンロードもできます。
問合せ 協働推進課 ☎551・1590

【Aコース】1,000円
【Bコース】500円
※大人も子どもも同額です。なお、4月1日現在、小学生の方（平成7年4月2日～平成16年4月1日に生まれた方）は、市が公費でBコースに加入します。また小・中学生の方は会費（500円）を追加することによりAコースへのコース変更ができます。

【補助の対象団体】次の①～⑤のすべてに該当する団体
①市内で市民活動を行なう団体で、おおよそ5人以上で構成されている

【補助金額】事業費の7割、10万円以内
※交付は1年に1回で、2回まで交付を受けることができます(同一の事業で)

【補助対象事業】市内で行なわれ、団体の自立化につながる、市民にとっても効果的であると思われる事業
※次の事業は除きます。
・介護保険サービス事業
・市の委託事業
・市その他公的機関から補助を受けている事業
また

【補助金の申請】4月1日(木)から15日(木)午後5時15分まで(日曜・祝日を除く)に市役所第二棟2階協働推進課へ直接持参してください。詳しくは協働推進課、輝き市民サポートセンターに置いてある「募集要項」をご覧ください。市ホームページ(<http://www.city.fussa.tokyo.jp/>)からダウンロードもできます。
問合せ 協働推進課 ☎551・1590

【補助金の申請】4月1日(木)から15日(木)午後5時15分まで(日曜・祝日を除く)に市役所第二棟2階協働推進課へ直接持参してください。詳しくは協働推進課、輝き市民サポートセンターに置いてある「募集要項」をご覧ください。市ホームページ(<http://www.city.fussa.tokyo.jp/>)からダウンロードもできます。
問合せ 協働推進課 ☎551・1590

